

指名業者数の基準の見直しについて

地域の持続可能で活力ある社会の実現のため、市内業者が市外業者に比べ一定の優位性が保てるよう指名業者数の基準を緩和します。

1 見直し内容

市内業者のみでは指名業者数の基準の2/3（整数止切上げ）に満たない場合に、原則、市内業者以外の業者を指名することとし、市内業者の指名業者数の基準を緩和します。なお、市内業者多数の場合は、従前の指名基準の指名業者数で指名を行います。

2 指名業者数の基準（【 】内は市内業者のみの最低指名業者数）

設計金額	土木一式工事 建築一式工事	その他の工事等	物品調達等
2,000 千円未満	5 以上【4】	4 以上【3】	3 以上【2】
2,000 千円以上 5,000 千円未満	6 以上【4】	5 以上【4】	4 以上【3】
5,000 千円以上	8 以上【6】	6 以上【4】	6 以上【4】

3 指名の例

- 設計金額 500 万円以上のその他工事で、市内業者が 4 者の場合
旧：6 者（市内業者 4 者＋市内業者以外 2 者）を指名
新：4 者（市内業者 4 者）を指名
- 設計金額 500 万円以上のその他工事で、市内業者が 10 者の場合
変更なし：6 者（市内業者 6 者）を指名

4 適用基準日

令和 8 年 4 月 1 日以降、指名通知する工事及び業務委託等から適用する。